

教職員各位

障がいがある方の在職状況の確認について（依頼）

広島大学障がい者雇用推進室
（財務・総務室人事部人事グループ）

近年、共生社会の進展に伴い、障がいがある方の就業意欲が高まる中、障がいがある方の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが求められており、本学でも、障がいがある方とない方がお互いに区別されることのない共生社会の実現に向け、さまざまな取り組みを進めております。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、すべての事業主は、障がい者雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられており、民間企業は労働者の 2.7%、国・地方公共団体・国立大学法人等の公的機関は 3.0%の障がい者雇用率を達成することや、毎年 1 回雇用状況について報告することが義務づけられています。

つきましては、障がいがある方の在職状況を把握させていただきたいため、下記による申出についてご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この確認は、厚生労働省作成のガイドラインに基づいて、全職員にお渡ししておりますことを申し添えます。

記

【申出の対象者】

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳保持者
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳保持者

【申出の方法】

- ・ 以下「申出書」にご記入の上、手帳の写と共に、採用日から 30 日以内に障がい者雇用推進室（財務・総務室人事部人事グループ（職員人事担当））宛に学内便又はメール（jinji-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp）で申出願います。

【利用目的及び情報の管理等】

- ・ 申出のあった情報は障がい者雇用状況報告のみに毎年度利用し、厳重に保護・管理します。
なお、この報告は数値のみの報告であり、個人が特定されるものではありません。
- ・ 申出又は申出されないことにより、不利益な取扱いがされることはありません。

【担当】財務・総務室人事部人事グループ（職員人事担当） TEL：（東広島）6026
e-mail：jinji-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp

----- 切り取り線 -----

申出書

所属（ ）
職名（ ）
氏名（ ）

障がいの種類	障がいの程度
身体 ・ 知的 ・ 精神	級